

学ぼう権利！使おう権利！④5

～ 「研修権」は私たちの権利です ～



勤務場所外研修 ^{マルケン} (㊟) って何？

教員は、その勤務の特殊性からして「勤務時間中に学校を離れて自主研修を行うこと」が認められています。

教特法21条第1項

「教職員は、その職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならない」

教特法22条第2項

「教員は授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて 研修を行うことができる」

①

②

③

④

解説

①「授業に支障のない限り」とは

- ・授業が他の職員によって代替できる場合
- ・授業が変更できる場合
- ・年間計画の上で、授業が行われていない場合

②「本属長」とは

校長にあたります。

③「勤務場所を離れて」とは

- ・学校以外の研修場所をさします。
- ・これは自宅に限定されるものではなく、図書館や地域の博物館などの公共施設、研修の目的に合致する野外や調査地などがこれに含まれます。

④「研修」とは

- ・教職員の研修は、他から強制的に課せられるだけではありません。自主的、自発的、主体的に行われるべきものです。



こんな研修をしてみよう

- ◇施設を利用、見学してみよう→博物館、科学館、美術館、裁判所など
 - ◇地域を深く調べよう→自然環境、歴史的な建築物や人物、町の様子など
 - ◇地域の文化に触れよう→地域文化、郷土料理体験など
- ～様々な学習の素材探しなど、内容は多岐にわたって考えられますね～



このような手順で ^{マルケン} 「㊟」を取得しよう

1 申請書を書こう

- ・様式に沿って簡潔に記載しよう。
- ・記載については、分会会議で話し合おう。
- * 「これでは認められない」と言われても、一人であきらめないで。

2 報告の形式について話し合おう

- ・報告が過重にならないように校長交渉等で確認しよう。

3 問題が起こったら、分会の仲間、支部へ相談

校長、事務職員、栄養職員のみなさんは…

校長、事務職員、栄養職員には、教特法22条第2項は適用されません。けれども、職務専念義務免除の申請手続きにより、教育長承認を得ると勤務場所を離れて研修をすることができます。